

学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び学則第18条の規定に基づき、鹿児島女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定める。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学

生活科学

生活福祉

食物栄養学

教養

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第18条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、本学を卒業した者に学位を授与し、別記様式による学位記を交付する。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「鹿児島女子短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議に付し、その意見を十分に参酌し、当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。